

裁判員裁判 レポート

覚せい剤取締法違反事件 についての無罪判決の報告

当会会員 中野 大仁 (60期) ●Daito Nakano



イラスト 高橋 尚子 (当会会員)

1 はじめに

私が当会の藤本孝之弁護士（以下、「藤本弁護士」といいます。）と一緒に受任していた覚せい剤取締法違反事件について、無罪判決が下されましたので報告をします。

2 事案の概要

東南アジアの外国籍の女性（以下、「依頼人」といいます。）が、有名なバッグブランドの仕事をやっていると名乗るフランクという男とネットで知り合いました。フランクは、依頼人に対して、そのブランドのクーリエ（荷物運び人）になり商品サンプルを運ぶ仕事をしてほしいと虚偽の依頼をし、報酬として給料月額2,000米ドル、そして海外に一度行く度に出張手当1,000米ドルを約束しました。依頼人はそのブランドのクーリエになるための契約を交わした後、香港に渡航し商品サンプルが入ったスーツケースを受け取りました。そして依頼人が、平成27年6月2日、それを持って本邦に入国したところ、羽田空港税関でスーツケースから約2,500グラムの覚せい剤が発見され逮捕されるに至りました。

3 逮捕勾留段階

私は、藤本弁護士より2人目の国選弁護人就

任の要請を受け、平成27年6月初旬に本件の受任をしました。受任後は藤本弁護士と交代で連日接見をしました。一般に外国人の依頼人は日本人よりもコミュニケーションが困難であり、通訳を通すだけで日本人の倍は時間を使うこととなります。その結果、信頼関係の構築にも事情聴取にも時間がかかります。否認事件の場合には連日接見が通常だと思えますが、外国人の依頼人の場合にはこれらの事情により、その必要性は一層高くなると思われます。本件でも、接見を繰り返すことで少しずつ依頼人との間の信頼関係を築いていくことに留意しました。

依頼人の母国の関係者や関係機関と連絡を取る必要もありました。その際には、メールやスカイプ、そしてメッセージングアプリ（WhatsApp）を使用しました。メッセージングアプリといえば、日本だとLINEが有名ですが、メッセージのやりとりだけでなく音声通話もできるため、非常に便利です。依頼人の母国の関係者と連絡を取り合い、また依頼人から話を聞いていくにつれ、早いうちに依頼人の母国に行き、現地調査をする必要があることが分かりました。

私は、事案の内容からすると、不起訴は十分あり得ると思っていました。すなわち、依頼人はバッグブランドのクーリエとして商品サンプルを運んできたのであり、日本でそれが入ったスーツケースを渡すことになってい

たのですから、他人から預かった荷物を運ぶ理由としても、回収方法としてもおかしいところはないと考えられたからです。

しかし、本件は平成27年6月24日に東京地裁に起訴され、刑事第11部に係属しました。フランクなどという男を信じたために、依頼人は母国に帰れなくなり、その運命がどんどん悪い方向に向かって行ってしまう、どうにかしなければならぬというのがこのときの実感でした。

4 公判前整理手続段階

事件は公判前整理手続に付され、公判までに打ち合わせ期日13回、公判前整理手続期日6回を行いました。

公判前整理手続では検察官より証拠が開示されましたが、この中に依頼人の無罪を立証するための重要な証拠が含まれていました。依頼人がフランクを始めとする周辺者との間で交わしたメッセージアプリの履歴、そしてリチャードという人物への送金記録でした。

このリチャードというのもまた、依頼人がネットで知り合った男性でした。トルコにいるイギリス人兵士だと名乗り、依頼人をうまく騙し、何かと名目をつけては送金をさせていました。依頼人はこのリチャードとはネット上でしかやりとりをしたことがなく、現実には会ったことはありませんでした。それにもかかわらず、依頼人は内縁関係になったのだと騙され、送金を続けていました。退役して依頼人のところに行くから航空機代を送ってほしいと言われ送金する、しばらくしてから、乗っていた飛行機が墜落して入院したから金を送ってほしいと言われ送金する、といった具合でした。このような依頼人のリチャードとのやりとりは、我々の常識から外れたものでしたが、依頼人がこのような人物だったからこそ本件でも疑いを持たなかったのだと言うための裏付けになり得る、私はそう考えました。しかも、このように理由をつけては送金を要求するリチャードとのやりとりが依頼

人のスマートフォンのメッセージアプリの履歴に残っており、過去にわたる送金記録（紙媒体のもの）までもが依頼人の荷物に入っていました。外国人の依頼人の事件の場合、証拠の収集に苦しむことがよくありますが、本件では、日本にいながら大量の裏付け証拠を入手できたのは幸運でした。

私と藤本弁護士は、さらに依頼人に有利な証拠を獲得すべく、平成27年8月下旬、3泊4日（機内泊含む）の日程で依頼人の母国に現地調査に行きました。このような出張をする場合、事前に法テラスの承認を得る必要があるとのことで、上申書を2度提出しました。やりとりの末、宿泊費と飛行機代を支出してもらえることになりました。しかし、依頼人の母国は物価が高く、法テラスで認められる宿泊費の上限金額で泊まれるホテルは歓楽街（売春街）にしかありませんでした。後から思えば、自費で不足分を出してほかのホテルにすればよかったです。思いがけず、やむなくそこに2泊しました（とは言ってもホテル自体はその国で有名なチェーンであり、怪しいものではありませんでしたし、清潔とまでは言えませんが、ほぼ快適に泊まることができました。）。こんな地区のホテルに泊まることになったため、渡航前には、危険な目にあうかもしれないと覚悟をしていました。しかし、実際に行ってみると、周辺の治安も思ったより悪くありませんでした。夜、飲み物を買うためにホテルの外に出てみると、道路で何かを燃やしている人が何人かいたのには驚きましたが、危ない目にあうことはありませんでした。

結局、現地では、関係者から事情聴取し、また、依頼人の自宅で書類やパソコン等の証拠を取得することができました。帰国後、これらの持ちかえった書類のうち一部を証拠として請求しました。

公判前整理の結果、平成28年7月初旬に審理4日間、そして7月13日に判決言渡しというスケジュールが確定しました。

公判前整理手続中に、私と藤本弁護士とで、ブレインストーミングを行いケースセオリーの検討も行いました。その結論は、おそらく

検察官が指摘するであろう点と裁判官・裁判員が疑問に思うであろう点の全てが説明できるというものでした。つまり、弁護人がきちんと法廷活動を行えば無罪になるはずだと考えました。公判が近くなり、東京拘置所に通い詰め、朝から夕方まで準備を行う日々が続きました。

5 公判段階

(1) 冒頭陳述

私が心の中で決めていた課題は、いかに裁判員に弁護人の持っている事件のイメージに同調してもらうかでした。

そのためには、冒頭陳述が決定的に重要だと思いました。そこで、弁護側のケースセオリーに沿ったストーリーが分かるコンパクトな内容とし、配布ペーパーも事件の流れと裁判のポイントが明確に分かるようにしました。その結果、裁判員にイメージを与えるということに成功したのではないかと思います。

(2) 書証調べ

書証調べについては、弁護側は、依頼人のリチャードに対する送金といった事実を立証するために、前述したメッセージングアプリの履歴、そして送金記録の証拠請求をしましたが、検察官は関連性を争うとの意見を述べていました。そこで、関連性を立証するために、公判廷で藤本弁護士の証人尋問および被告人質問を行い、これらの証拠は無事に採用されました。依頼人とリチャードとのやりとりが公判廷に顕出されたことで、裁判員の依頼人に対するイメージが大分変わった、すなわち弁護人の抱くイメージに裁判員のそれが近づいていったのではないかと思います。

なお、判決はリチャードとの関係に関してこう述べています。「上記のとおり、本件仕事の依頼を受けた状況等に鑑みると、通常の合理的判断をする者の見地からは、仕事内容の真実性に疑念を抱く契機となり得る事情はあったのであり、その点を疑えば、本件スーツケース内に違法薬物が隠匿されている可能性の認識も生じ得たと考えられる。それゆえ、

被告人が本件仕事について疑念を抱いた様子がないことには、多少の違和感もある。しかし、被告人は、フランクと同様に（サイト名）で知り合って一度も会ったことのないリチャードなる人物との関係でも、通常の合理的判断をする者であればおよそ信じないような話を信じて繰り返し相当額の送金をしていたことがあり、それは被告人が本件仕事のために香港に渡航する当時まで続いていた。そのような事実は、上記の違和感を緩和し、本件における被告人の認識についての上記判断を支持するものといえる。」（なお、（）内は筆者による補足）。もしリチャード関係のこれらの証拠が採用されていなければ、本件は厳しい結果となっていたかもしれません。

(3) 人証調べ

人証調べについては、前述した藤本弁護士の証人尋問に加えて、検察側証人である税関職員1名の尋問および被告人質問を行いました。

税関職員の尋問にあたって、弁護側は反対尋問はしませんでした。弁護側のケースセオリーを考え、必要がないと判断したためです。無駄な反対尋問をすれば、弁護人が抱くイメージや弁護側のケースセオリーをぼやけさせてしまうかもしれません。裁判員から結局何が言いたいのか分からないと思われれば、弁護人への信頼は失われ、聞く耳を閉ざされてしまいます。弁護人が「反対尋問はありません。」とだけ答えて座れば、裁判員は「今の主尋問はそんなに重要ではないんだな。」ととらえ、主尋問の効果を著しく減殺することができます。反対尋問をするメリットとデメリットを考えても、反対尋問を行わなかったのは成功だったと思っています。

被告人質問は、主質問の予定時間を大分超過してしまいましたが、依頼人に喋る時間をたくさん与え、そのキャラクターを裁判員と裁判官に見てもらうためには欠かせませんでした。決してスマートに自分の言い分を話すことができるキャラクターではありませんでしたが、依頼人の話す内容が真実であることは裁判員にも裁判官にも伝わり、弁護人が持

つ事件のイメージを裏付けていったはずです。

(4) 最終弁論

そして、最終弁論。事前に練りに練って、公判が始まる前から読み上げ原稿までできていました。何度も何度もリハーサルを繰り返しました。裁判員センターのメンバーにもリハーサルに立会って意見を出してもらい内容を修正しました。そして、証拠調べの結果を反映した上で完成稿としました。万が一にもミスをしてはならない、最終弁論まで来て弁護人への信頼を失うわけにはいかない、そう思い、ペーパーレスではなく原稿を読み上げるスタイルを取りました。最終弁論の間、裁判員の何人かと何度も目が合いました。私は無罪判決を確信しました。

あとは7月13日の判決言渡しを残すのみのはずでした。

の検討をきちんと行い、それに沿って冒頭陳述から最終弁論まで一貫した弁護活動を行ったことがよかったのではないかという印象です。

このケースセオリーの構築を含め、弁護活動は日弁連が勧めるNITAメソッドに基づいて行いました。これらのメソッドを始めとする刑事弁護の知識・技術を教えてくださった刑事弁護人の先生方にお礼を申し上げたいと思います（マスターしたというレベルに私はほど遠いですが。）。

ありがとうございました。



6 判決言渡しから判決確定まで

ところが、13日が迫った時点で、裁判所から判決言渡し期日の延期の連絡がありました。どうして延期する理由があるというのか、もしかしたら量刑評議に突入したのではないかと、無罪判決を確信していたはずなのに疑念が心をよぎり始めました。調整の結果、判決言渡し期日は1週間延期され7月20日となりました。延期が決まってからは、仕事がほとんど手につかなくなり、不安な一週間を過ごしました。

判決言渡し期日当日、傍聴席には入管職員らしき人が待機していました。そして判決は無罪。これで依頼人をどうにか元の生活に戻してあげられるかもしれないと思いました。喜んでいる依頼人を見て、控訴されて身柄拘束が続くことは避けたい、そう思いました。

しかし結局、検察官は控訴しませんでした。8月4日に控訴期間の経過をもって判決は確定しました。

7 おわりに

本件を振り返ってみると、ケースセオリー